

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	12	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（農業関係）		
要望内容（概要）	<p>農業用機械等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業用機械等の動力源に供する軽油を使用する農業者等。 ・特例措置の内容 農業用機械等の動力源に供する軽油の引取りについては、所定の手続きを経た上で軽油引取税（32,100円/kℓ）の課税が免除される。 		
関係条文	地法附12の2の7①四、地令附10の2の2⑤及び⑥一、地規附4の7②		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	－（▲12,209） －	[平年度] －（▲12,209） (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 農業生産を行う上で、軽油は必要不可欠な生産資材であり、軽油引取税の免税措置を講じることにより、農業者の生産コストの負担を軽減し、農業者の経営安定を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 本税制措置は、軽油使用量の多い規模の大きな農業者を中心に全国約27万人の農業者に活用されており、生産コストの低減や農業経営の安定に重要な役割を果たしている。 国は農業を成長産業にしていくため、全農地面積の8割を担い手へ集約し、生産コストを削減することとしており、27年における担い手の農地利用集積率は50.3%となり、今後、農業者が規模拡大するためには、大型機械の導入や利用面積の拡大が不可欠である。 一方、軽油は農業生産に必要不可欠な生産資材であり、近年の価格の上昇などは農業者の経営に深刻な影響を与えている。また、単位面積あたりの軽油使用量はやや増える傾向で推移し、農業経営費に占める軽油費も増える傾向にある。 今後、担い手による成長産業化を進めるため、本軽油引取税の課税免除の特例措置は必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革、先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等</p>																		
	政策の達成目標	軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図る。																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。																		
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																		
有効性	政策目標の達成状況	<p>平成21年から26年の間に、水稻における10a当たり生産コストの光熱動力費（H21：3,804円→H26：5,095円）のうち、軽油（H21：1,162円→H26：1,721円）の割合が増加（H21：30.5%→H26：33.8%）する中、約27万人の農業者等は免税軽油を使用しており、農業者の経営の安定に寄与している。</p> <p>なお、免税軽油使用者である農業者は主業農家と思われることから、27年度における免税軽油使用者（H27：271千人）を主業農家数（H27：285千戸）で割ると、95.1%になる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主業農家数(千戸)</td> <td>344</td> <td>325</td> <td>304</td> <td>294</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>免税軽油使用者数(千人)</td> <td>296</td> <td>288</td> <td>278</td> <td>280</td> <td>271</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」</p>	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	主業農家数(千戸)	344	325	304	294	285	免税軽油使用者数(千人)	296	288	278	280	271
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度														
主業農家数(千戸)	344	325	304	294	285															
免税軽油使用者数(千人)	296	288	278	280	271															
要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>30年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(千人)</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>12,209</td> </tr> </tbody> </table>	区分	30年度 (見込み)	対象者数(千人)	245	適用数量(千kl)	380	減税額(百万円)	12,209											
区分	30年度 (見込み)																			
対象者数(千人)	245																			
適用数量(千kl)	380																			
減税額(百万円)	12,209																			
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制措置を利用する農業者は約27万人であり、主業農家の約9割を占めており、本税制措置は農業者の経営の安定に有効である。																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置（石油石炭税）																		
		<table border="1"> <tr> <td>ページ</td> <td>12 — 2</td> </tr> </table>	ページ	12 — 2																
ページ	12 — 2																			

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>要望の措置の妥当性</p>	なし。																								
	本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。																								
	本税制措置を利用する農業者（約27万人）は、主業農家の約9割を占めており、軽油の価格が上昇傾向の中、軽油燃料費を下げることになるため、農業者の経営安定に資する手段として有効である。																								
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(千人)</td> <td>297</td> <td>288</td> <td>278</td> <td>280</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>336</td> <td>329</td> <td>342</td> <td>353</td> <td>349</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>10,786</td> <td>10,560</td> <td>10,987</td> <td>11,320</td> <td>11,203</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」</p>	区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	対象者数(千人)	297	288	278	280	271	適用数量(千kl)	336	329	342	353	349	減税額(百万円)	10,786	10,560	10,987	11,320	11,203
区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)																				
対象者数(千人)	297	288	278	280	271																				
適用数量(千kl)	336	329	342	353	349																				
減税額(百万円)	10,786	10,560	10,987	11,320	11,203																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>軽油引取税の課税免除の特例措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用総額の種類</th> <th colspan="2">適用総額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">税額</td> <td>23年度</td> <td>91,311,885</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>94,380,805</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>89,390,764</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>88,179,503</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>89,026,301</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。</p>	適用総額の種類	適用総額（千円）		税額	23年度	91,311,885	24年度	94,380,805	25年度	89,390,764	26年度	88,179,503	27年度	89,026,301										
適用総額の種類	適用総額（千円）																								
税額	23年度	91,311,885																							
	24年度	94,380,805																							
	25年度	89,390,764																							
	26年度	88,179,503																							
	27年度	89,026,301																							
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置を利用する農業者は約27万人と、主業農家の約9割に達する多くの利用者があり、本税制措置は農業者の経営の安定に有効である。</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>生産コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保することを達成目標としている。</p>																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>農業者の経営環境が依然として厳しいため、目標に達していない。</p>																								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>[昭和31年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路特定財源として軽油引取税が創設。 道路の使用に直接関係がなく、政策的配慮の観点から免税が適当と認められ、課税免除。 <p>[平成21年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限が廃止。軽油引取税の課税免除措置については、3年間存続。 <p>[24年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 免税措置の恒久化を要望。 <p>[27年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用期限の3年延長を要望。 																								